

○大府市広報おおぶ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広報おおぶを広告媒体とする広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の規格等)

第2条 広告媒体の規格及び数量等並びに広告の規格及び掲載位置等は、別に定める広報おおぶ広告掲載者募集要項（以下「要項」という。）によるものとする。

(申込者の募集)

第3条 広報おおぶ広告業務の取扱いを希望する者（以下「申込者」という。）は、広告取扱業務を営む法人のみを対象とし、市ウェブサイトにより募集するものとする。

2 前項の規定による募集に関する申込方法は、要項によるものとする。

(企画提案書の提出)

第4条 申込者は、要綱第6条の規定に基づき広告掲載等申込書を市長に提出するときは、広報おおぶ広告企画提案書（別記様式）を併せて提出しなければならない。

(選定の方法)

第5条 市長は要綱第7条第1項の審査の結果、その内容が適当であると認められる者のうち、同条第2項の規定にかかわらず、企画提案書の内容を総合的に評価し、広告の掲載を行う者（以下「広告掲載者」という。）を選定する。

2 市長は、前項の規定に基づき選定した結果を申込者へ文書で通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 市長は、前条第1項の規定に基づき選定した広告掲載者と遅滞なく契約を取り交わすものとする。

(広告主の募集)

第7条 広告掲載者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようするため、広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）を募集するものとする。

2 前項の募集に当たり、市長は市ウェブサイト等を通じて募集できるものとする。

3 同一広告主の広告掲載は、広告掲載者の契約期間内において、原則3回までとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合を除く。

4 同一契約期間内における広告掲載の回数が3回以上の広告主がいる場合は、同期間内における広告掲載の回数が3回未満の広告主の広告掲載を優先するものとする。

(広告主の選定)

第8条 広告掲載者は、広告主を選定するに当たっては、広告主に予め市長の指定する「個人情報に関する同意書」又は「法人情報に関する同意書」を提出させなければならない。

2 広告掲載者は、広告主を選定するとともに、広告掲載の可否について市長と協議しなければならない。

3 広告掲載者は、前項の協議において、市長が必要書類等の提出を求めた場合は、これを提出しなければならない。

(広告原稿の作成)

第9条 広告の掲載原稿（以下「広告原稿」という。）は、広告掲載者又は広告主が作成する。

- 2 前項の規定による広告原稿の作成に要する経費は、広告掲載者又は広告主が負担する。
(広告の内容の承認等)

第10条 広告は、その内容についてあらかじめ市長の承認を得たものでなければ、掲載することはできない。

- 2 前項の承認を得ようとする広告掲載者は、広告原稿を市長に提出しなければならない。承認を得た広告の内容の一部を変更しようとする場合も、また、同様とする。
(広告掲載の一時中止)

第11条 市長は、災害その他やむを得ない理由があるときは、広告の掲載を一時的に中止することができる。この場合において、市長はその旨を広告掲載者に連絡しなければならない。
(契約の解除)

第12条 市長は、広告掲載者が、要綱第11条に定める取消理由に該当するとき、大府市有料広告掲載基準に反するとき又はこの要領の規定に違反したときは、契約を解除することができる。

(協議による決定)

第13条 この要領に定めのない事項については、市長と広告掲載者が協議のうえで、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月5日から施行する。